

平成 29 年 8 月 23 日

関係会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

平成 29 年末で有効期限が満了する麻薬施用者免許及び
麻薬管理者免許の継続申請及び麻薬年間届の提出について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より医師会活動にご協力いただきまして心よりお礼申し上げます。

このたび標記について、神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長、神奈川県鎌倉保健福祉事務所長より、通知が参りましたのでご案内いたします。

※該当する先生の名簿等情報がありませんでしたので、全体周知とさせていただきます。
ご不要の先生にはご迷惑おかけいたします。

【 麻薬取扱者免許申請（継続）について 】	
平成 29 年 12 月 31 日で有効期限が満了する麻薬施用者免許及び麻薬管理者免許は、引き続き麻薬を取り扱う場合、麻薬及び向精神薬取締法第 3 条の規定に基づく免許の継続申請の手続きが必要となります。	
対象者	<u>平成 29 年 12 月 31 日</u> で免許の有効期限が満了する、免許番号が「6」で始まる免許証の方のみが今回の申請の対象です。(例：6 135999) 平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに免許を取得した方は対象となりません。
提出期間他	平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 29 年 10 月 31 日（火） ※手続きの際は資格等を証明する書類（医師免許証）の原本が必要となります。

【 麻薬年間届について 】	
すべての麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）は麻薬及び向精神薬取締法第 48 条の規定に基づき、麻薬年間届を提出する必要があります。	
提出について	<u>平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に所有し、譲り渡し（調剤、施用、使用し）又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、9 月 30 日現在で麻薬年間届を作成して 1 部提出してください。</u> この期間において麻薬を所有せずかつ施用（使用）しなかった場合でも、表に斜線を引いて提出してください。
提出期間	平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 29 年 11 月 30 日（木）

【 麻薬取扱者免許申請（継続）及び麻薬年間届の提出先について 】	
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課へ <u>それぞれの期日までに</u> 提出してください。 手続き等のお問い合わせについても、神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課献血・薬物対策グループ 地区担当（電話 045-210-1111 内線 4965）もしくは鎌倉保健福祉事務所環境衛生課（電話 0467-24-3900）までお願いいたします。	

送付資料内容

免許申請書・診断書・免許証記載事項変更届・麻薬年間届
継続申請手続きを行わない方へ（麻薬管理者等免許証返納及び業務廃止届）

1 麻薬取扱者免許の継続申請について

(1) 対象者

免許の有効期間が平成29年12月31日で満了する麻薬取扱者が対象です。

(2) 申請に必要な書類

ア 申請書 (別記第1号様式)

同封した様式をコピーして使用することができます。また、申請窓口でも入手できますし、県薬務課のホームページからダウンロードすることもできます。

ダウンロードはこちらから ⇒ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4748/p46523.html>

イ 診断書

申請者の「精神機能の障害」、「麻薬又は覚せい剤の中毒」について医師が診断したもので、申請書提出時点で、診断日から起算して1ヶ月以内のものが有効です。

ウ 資格等を証明する書類

医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師 (管理者のみ) の免許証の原本もしくは写しを

窓口で提示してください。写しの場合は、施設長による原本証明 (法人の代表者印を押印、病院長の個人印は不可) のあるものが有効です。

※原本証明には証明日の記載も必要です。

※日本医師会発行の医師資格証は代用となりません。

(3) 提出期間

平成29年10月2日 (月) ~ 平成29年10月31日 (火)

(4) 申請窓口、提出部数、手数料

- ・申請窓口：神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課
- ・提出部数：1部
- ・手数料：3,900円 (会計窓口で現金納付)

(5) 新免許証の交付

平成30年1月4日 (木)から、申請窓口で返納届及び現免許証と引き換えにお渡しします。

なお、1月4日 (木) 以前に麻薬施用等をする場合は、年内に新免許証を受け取ることもできますので、申請時に窓口にご相談ください。この場合は、返納届及び現免許証を、平成30年1月4日 (木) 以降に必ず提出してください。

※ (3) の期間後に申請した場合は、年内に新免許証を受け取れないことがあります。

(6) 申請にあたっての注意事項

ア 申請書は、楷書体で正確に記載してください。

イ 申請書の下段の住所と氏名は、申請者の現住居地及び氏名です。誤って病院等の所在地及び名称を記載しないようご注意ください。

ウ 継続申請後に免許証記載事項の変更が生じた場合は、変更後15日以内に提出する麻薬免許証記載事項変更届書の欄外に「継続申請あり」と朱書きしてください。

エ 行政区画の変更等の理由により住居表示が変更された場合は、記載事項変更届は不要ですが、申請書の欄外に「住居表示変更」と朱書きしてください。

オ. 診断書について、診断した医師の所属する病院又は診療所等の名称・所在地の記載漏れのないように、ご注意ください。また、診断書には原則として医師の押印が必要です（病院印、院長公印は不可）。

キ 引き続き免許を取得しない場合は、業務廃止届等の提出が必要となります。別紙2「麻薬取扱者免許の継続申請手続きを行わない方へ」をご覧ください。

2 麻薬年間届について

(1) 届出義務者

麻薬管理者（麻薬管理者がいない場合は、麻薬施用者）が届出します。

(2) 届出内容

平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に所有し、譲り渡し（施用、使用）又は譲り受けた麻薬の品名、数量等について、9月30日現在で麻薬年間届を作成してください。

この期間において麻薬を所有せずかつ施用（使用）しなかった場合は、表に斜線を引いて提出してください。

同封した様式をコピーして使用することができます。また、申請窓口でも入手できますし、県薬務課のホームページからダウンロードすることもできます。

ダウンロードはこちらから ⇒ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4748/>

(3) 届出期日

平成29年10月2日（月）～平成29年11月30日（木）

(4) 届出窓口及び部数

届出窓口 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課

届出部数 1部

(5) 届出にあたっての注意事項

ア 同じ品名のものでも、含有量が異なれば別品目として記載してください。

イ 単位は、グラム(g)、ミリリットル(ml)、アンプル(A)（注射剤の場合）、バイアル(V)、錠等で記載してください。

ウ 購入した麻薬から倍散、溶液、軟膏を自製（予製）した場合は、購入した麻薬の次行に倍散、溶液、軟膏の欄を別に設けて記載してください。

エ コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネの倍散、溶液、軟膏は、9月30日現在で秤量し、期末在庫数としてください。（払出数は計算による）

オ 受入数欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載してください。また、外来又は入院患者等から譲り受けた（返却された）麻薬の数量は、同一欄内に（ ）書きで別に記載してください。

カ 払出数欄には、調剤、施用、使用した麻薬の数量を記載してください。廃棄届を提出して廃棄した数量、及び事故にあった数量は、備考欄に記載してください。なお、調剤済麻薬廃棄届を提出した麻薬については、記載する必要はありません。

キ 備考欄に記載する項目が複数になる場合には、それぞれの項目ごとに記載してください。

3 問合せ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課 0467-24-3900 内線 262

別記第1号様式（第1条関係）

薬務課記載欄	申請資格の 確認欄	手数料確認欄
--------	--------------	--------

麻薬 施用・管理・小売業・研究・卸売業 者免許申請書

麻薬業務所	所在地	〒			
	名称	TEL			
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	〒			
	名称	TEL			
許可または免許の番号		医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 薬局	第 号	許可又は免許の年月日	年 月 日
その業務を行う役員を含む申請者（法人にあつては、）	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。				
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。				
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。				
	(4) 後見開始の審判を受けていること。				
備考	申請者が現に所持する麻薬取扱者免許番号	第 号			
	申請麻薬業務所における麻薬施用者数	無・1名・2名・3名・4名・5名以上			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。					
年 月 日					
住所 [法人にあつては主たる事務所の所在地]					
〒					
氏名 [法人にあつては名称] (印)					
神奈川県知事殿					

(注意)

- 申請する麻薬取扱者免許の種類について、施用・管理・小売業・研究・卸売業のうち該当するものを○で囲むこと。
- 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業者の免許の申請であるときは、薬事法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬研究者の免許の申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
- 欠格条項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

麻 薬

者 免 許 証 記 載 事 項 変 更 届

免許証の番号		第	号	免許年月日	平成	年	月	日
変更すべき事項		麻薬業務所（所在地・名称）、住所、氏名、従たる施設（変更・追加・削除）						
変 更 前	麻薬業務所	所在地						
		名称						
	住所	<small>（法人にあつては主たる事務所の所在地）</small>						
	氏名	<small>（法人にあつては名称）</small>						
	従たる施設	所在地						
		名称						
変 更 後	麻薬業務所	所在地						
		名称	TEL					
	住所	<small>（法人にあつては主たる事務所の所在地）</small>						
	氏名	<small>（法人にあつては名称）</small>						
	従たる施設	所在地						
		名称	TEL					
変更の事由及びその年月日								
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。								
平成 年 月 日								
住所 <small>（法人にあつては主たる事務所の所在地）</small>								
〒								
氏名 <small>（法人にあつては名称）</small>								
(印)								
神 奈 川 県 知 事 殿								

有効期間内に、麻薬の取扱いをやめる場合

① 施用者本人が必要な手続き

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬施用者業務廃止届 (麻薬施用者免許証の添付が必要)	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課	取扱いをやめた日から15日以内	麻薬診療施設に他に施用者がいない場合は、麻薬所有届等の手続が必要 (<u>※②麻薬診療施設の開設者の項目参照</u>)

② 麻薬診療施設の開設者が必要な手続き

麻薬診療施設（病院・診療所・動物病院等）に、他に麻薬施用者がいない場合に必要
な手続です。（麻薬施用者が複数名いる場合には、不要です。）

麻薬の所有がある場合には、事由が発生した日から50日以内に、神奈川県内の他の麻
薬診療施設の開設者等へ譲渡する（表※1参照）か、廃棄届（表※2参照）を提出の上、
麻薬の廃棄をしなければなりません。

必要書類	提出先	提出期限	備考
麻薬所有届	神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課	取扱いをやめた日 から15日以内	麻薬の所有がない場 合も、「所有なし」 として、届出が必要
※1 麻薬譲渡届		譲渡の日から15日 以内	麻薬を譲渡した場合 に届出が必要
※2 麻薬廃棄届		事由が発生した日 から50日以内	届を提出してから麻 薬取締員等の立会い の下で廃棄すること

2 麻薬管理者免許

従来、麻薬施用者が複数名いたため麻薬管理者をおいていた麻薬診療施設において、
引き続き麻薬施用者免許を取得する方が1名しかいなくなる場合には、麻薬管理者を廃
止することができます。

免許証の有効期間が満了してから15日以内に、麻薬管理者免許証返納届に麻薬管理者
免許証を添付の上、神奈川県鎌倉保健福祉事務所環境衛生課に提出してください。

3 問合せ先

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 環境衛生課 0467-24-3900 内線262

